

— 新標準管理規約を斬る —

平成28年3月14日、標準管理規約が改訂されました。標準管理規約は、管理組合の規約改正の参考としても利用されることが期待されていますが、残念ながら新標準管理規約については参考にしない方が良さそうです。その訳をお話しします。

NPO法人マンションサポートネット 正会員
けやき法律事務所 所長
元一般社団法人日本マンション学会 会長
元法制審議会区分所有法部会委員
弁護士 折田泰宏

NPO法人マンションサポートネットでは、法人設立3周年の通常総会後にマンション管理セミナーを開催いたします。講師は当法人正会員のけやき法律事務所所長折田泰宏弁護士です。今回は『新標準管理規約を斬る』と題して、3月に改正された国土交通省によるマンション標準管理規約および同コメントをテーマにその改正の趣旨や妥当性について講演していただきます。

国土交通省では、今回の改正において、高齢化・高経年化の進む管理組合の現場で、役員のなり手不足の解消を第一の目的としたとされていますが、果たしてその趣旨はうまく機能するのでしょうか？分譲マンションの管理にかかわるすべての人にお聴きいただきたいセミナーです。

会員の皆さま初め多くの皆さまのご参加お待ちしております。

5/27 2016年5月27日(金) 15:00~16:50

キャンパスプラザ京都 2階ホール

京都市下京区西洞院通塩小路下る JR 京都駅西すぐ

参加費
500円
*会員無料

申込み：☎075-722-1510 ☒mail@msnet.or.jp

